

第 117 回 総 会

南 部 町 農 業 委 員 会 会 議 録

平 成 2 7 年 6 月 1 9 日 開 催

南 部 町 農 業 委 員 会

第 117 回南部町農業委員会総会会議録

1. 開会年月日 平成 27 年 6 月 19 日 (金) 午後 3 時 00 分
2. 閉会年月日 平成 27 年 6 月 19 日 (金) 午後 3 時 15 分
3. 開催場所 温泉保養館「バーデハウスふくち」
4. 出席委員 (26 人)

会長	16 番	前 田	稔		
会長職務代理	15 番	赤 石	敏 文		
委員	1 番	磯 川	齋	2 番	藤 田 博 康
	3 番	山 内	一 男	4 番	庭 田 藤 樹
	5 番	野 田	清 八	6 番	川守田 雄 一
	7 番	中 村	文 男	8 番	四 戸 正 子
	9 番	堀 内	重 男	10 番	工 藤 雄 一
	11 番	坂 本	俊 孝	12 番	工 藤 喜代治
	13 番	梅 内	勝 治	14 番	石 橋 薫
	17 番	西 塚	晴 義	18 番	高 森 直 樹
	19 番	佐々木	照 雄	20 番	砂 庭 周 平
	21 番	高 橋	仁	22 番	中 野 らん子
	23 番	馬 場	隆	24 番	工 藤 茂
	25 番	松 村	範 明	26 番	庭 田 豊 茂

5. 欠席委員 (0 人)

6. 会議書記

事務局長	中 里	司
班長	佐 藤	慶

7. 会議日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第 8 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 日程第 5 議案第 9 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について
- 日程第 6 議案第 10 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について
- 日程第 7 議案第 11 号 南部町農業委員会事務局規程の一部改正について

事務局長	<p>ただいまから、第 117 回南部町農業委員会総会を開会いたします。 はじめに、前田会長より、ごあいさつをお願いいたします。</p>
前田会長	<p>本日は、お忙しい中、ご出席をいただきありがとうございます。 さっそくですが、議事に入りますので、よろしく申し上げます。</p>
事務局長	<p>本日の出席委員は 26 名中 26 名で、委員定足数に達しておりますので、第 117 回総会は成立しております。</p> <p>それでは、南部町農業委員会会議規則第 7 条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は前田会長をお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">(午後 3 時 3 分)</p>
議長	<p>それでは、これより議事に入ります。</p> <p>本日の会議日程は、ご配布のとおりです。</p> <p>日程第 1 会議録署名委員の指名を行います。</p> <p>会議録署名委員は、会議規則第 16 条第 1 項の規定により、議長が指名します。</p> <p>19 番 佐々木照雄 委員</p> <p>20 番 砂庭周平 委員 を指名いたします。</p> <p>次に、日程第 2 会期の決定を議題にします。</p> <p>本総会の会期は、本日 1 日にしたいと思えます。</p> <p>これに、ご異議ありませんか。</p> <p>【「異議なし」の声あり】</p> <p>ご異議なしと認め、会期を本日 1 日に決定いたします。</p> <p>次に、日程第 3 諸般の報告をします。</p> <p>諸般の報告については、ご配布のとおりです。</p> <p>朗読は省略します。</p> <p>次に、日程第 4 議案第 8 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>ここでは、13 番 梅内勝治 委員の関係している事案が含まれていますので、農業委員会法第 24 条の規定に基づき、議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いいたします。</p> <p>議案の説明を求めます。</p> <p>佐藤班長</p>
佐藤班長	<p>議案第 8 号について、ご説明いたします。</p> <p>農地法第 3 条の規定による許可申請は 5 件で、いずれも所有権の移転に関するものであります。</p> <p>調査内容及び詳細については、農地調査員から説明していただきます。</p>

議 長	<p>農地調査の結果について、説明を求めます。</p> <p>工藤茂 調査員</p>
工 藤 調 査 員	<p>24 番 工藤から説明いたします。</p> <p>去る 6 月 12 日、松村 調査員と中央公民館において、議案第 8 号・農地法第 3 条 及び 議案第 9 号・農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に係わる案件について、関係者立ち会いのう え聞き取り調査を行いましたので説明します。</p> <p>まず、議案第 8 号についてですが、農地法第 3 条第 2 項に掲げる許可できない基準の各要件に ついて、該当・非該当を調査しました。</p> <p>農地の所在、地目、面積、権利種別、譲渡人、譲受人の氏名・住所、経営面積、稼働人員は、 議案書に記載のとおりです。</p> <p>まず、番号 1 番について、説明いたします。</p> <p>番号 1 番の申請理由は、譲受人が父から申請地の贈与を受けて営農するもので、譲渡人は農業 後継者である子に贈与するものです。</p> <p>番号 2 番の申請理由は、譲受人が妻から申請地の贈与を受けて営農するもので、譲渡人は夫に 贈与するものです。</p> <p>番号 3 番の申請理由は、譲受人が農業経営規模を拡大するため申請地を取得するもので、譲渡 人は労働力不足のため譲渡するものです。</p> <p>調査の結果、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしている と考えます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>議案第 8 号の番号 1 番から 3 番について、ご異議ありませんか。</p> <p>【「異議なし」の声あり】</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>議案第 8 号の番号 1 番から 3 番については、原案のとおり許可することに決定いたしました。</p> <p>ここで、梅内勝治 委員の退席をお願いします。</p> <p style="text-align: right;">（午後 3 時 7 分 梅内委員退席）</p>
工 藤 調 査 員	<p>次に、議案第 8 号の番号 4 番から 5 番について、説明を求めます。</p> <p>工藤 調査員</p> <p>番号 4 番の申請理由は、譲受人が隣接する譲渡人の農地を相互に交換するため、取得するもの です。</p> <p>番号 5 番の申請理由は、譲受人が隣接する譲渡人の農地を相互に交換するため、取得するもの です。</p> <p>調査の結果、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしている と考えます。</p>

<p>議 長</p>	<p>以上です。</p> <p>議案第 8 号の番号 4 番から 5 番について、ご異議ありませんか。</p> <p>【「異議なし」の声あり】</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>議案第 8 号の番号 4 番から 5 番については、原案のとおり許可することに決定いたしました。</p> <p>ここで、梅内勝治 委員の入室を求めます。</p> <p style="text-align: right;">（午後 3 時 9 分 梅内委員着席）</p> <p>次に、日程第 5 議案第 9 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。</p> <p>議案の説明を求めます。</p> <p>佐藤班長</p>
<p>佐藤班長</p>	<p>議案第 9 号について、ご説明いたします。</p> <p>農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請については、1 件です。</p> <p>なお、別紙資料に案内図、位置図及び配置図を添付しておりますので、ご参考にしてください。</p> <p>調査内容については、農地調査員から説明させていただきます。</p>
<p>議 長</p>	<p>農地調査の結果について、説明を求めます。</p> <p>工藤茂 調査員</p>
<p>工 藤 調 査 員</p>	<p>議案第 9 号について、農地法第 4 条第 2 項各号に掲げる転用許可の基準に基づき、該当・非該当を調査しました。</p> <p>農地の所在、地目、面積、申請人の氏名・住所は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号 1 番の申請理由は、隣接するホームセンターの従業員に、自家用車用の駐車場として賃借するものです。</p> <p>調査の結果、転用内容は転用許可基準に照らし、許可相当と認められます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局から補足説明をお願いします。</p> <p>佐藤班長</p>
<p>佐藤班長</p>	<p>議案第 9 号について、補足いたします。</p> <p>申請地の位置ですが、名川・斗賀地区で、南部町役場から南西約 3.2 キロメートルの距離にあり、住宅及び農地等の混在する集落に位置し、東側と南側は畑、北側と西側には住宅地が形成されています。</p> <p>農地区分については、「小集団の生産性の低い農地の区域」と認められることから、第 2 種農地と判断されます。</p>

	<p>第2種農地の転用は、周辺の他の土地を供することにより事業目的を達成することができると認められる場合には、原則として許可することができないのですが、今回の申請目的、事業面積及び立地場所を勘案して、周辺の農地以外の土地や第3種農地への立地が困難であると認められることから、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。</p> <p>以上、補足説明を終わります。</p> <p>議長 議案第9号について、ご異議ありませんか。 【「異議なし」の声あり】 ご異議なしと認めます。 よって、議案第9号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」は、原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付することに決定いたします。 次に、日程第6 議案第10号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」を議題といたします。 議案の朗読と説明を求めます。 佐藤班長</p>
佐藤班長	<p>議案第10号について、ご説明いたします。 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は、3件です。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項で規定する「耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる」、「耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる」の各要件について、該当・非該当を調査しました。 農地の所在、地目、面積、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者の氏名・住所、経営面積は議案書に記載のとおりです。 番号1番の利用目的は畑、期間は5年、10a当たりの賃借料は年額7,583円です。 番号2番の利用目的は田、期間は5年、10a当たりの賃借料は年額10,000円です。 番号3番の利用目的は樹園地、期間は20年、10a当たりの賃借料は年額16,853円です。 以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p>
議長	<p>議長 議案第10号について、ご異議ありませんか。 【「異議なし」の声あり】 ご異議なしと認めます。 よって、議案第10号については、原案のとおり許可することに決定いたしました。 次に、日程第7 議案第11号「南部町農業委員会事務局規程の一部改正について」を議題といたします。 議案の朗読と説明を求めます。 佐藤班長</p>
佐藤班長	<p>議案第11号「南部町農業委員会事務局規程の一部改正について」ご説明いたします。</p>

議 長	<p>改正の内容ですが、別表第 1 及び別表第 2 に、「会長印副」として「 - 3 」を追加するものです。</p> <p>改正の理由ですが、農業委員会が交付している耕作証明書について、南部町健康センター内の住民生活課名川サービス班において交付事務を行うため、所要の改正を行うものです。</p> <p>以上です。</p> <p>議案第 11 号について、ご異議ありませんか。</p> <p>【「異議なし」の声あり】</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 11 号については、原案のとおり許可することに決定いたしました。</p> <p>以上で、本日の日程は全部終了いたしました。</p> <p>第 117 回南部町農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p>ごくろうさまでした。</p> <p style="text-align: right;">（午後 3 時 15 分）</p>
-----	---

上記のとおり、会議のてん末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 27 年 6 月 19 日

南部町農業委員会会長

南部町農業委員会委員

南部町農業委員会委員